

○福岡県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領の制定について（通達）

令和8年8月5日

福岡県警察本部内訓第39号

本部長

この度、福岡県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領を下記のとおり定め、8月5日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この内訓の施行前に別に定めるところにより委嘱された福岡県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーは、この内訓の規定により委嘱されたものとみなす。

記

1 目的

この内訓は、福岡県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 委嘱

- (1) 警察本部長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、適任と認めるものをアドバイザーとして委嘱することができる。

ア 大学、民間企業等においてコンピュータネットワークに関する研究又は業務に携わるなど、情報セキュリティ分野における専門的な技術及び知識を有する者

イ 人格及び行動について、社会的信望を有する者

- (2) 警察本部長は、(1)の規定による委嘱に当たっては、委嘱状（様式第1号）を交付するものとする。

3 任務

アドバイザーは、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 警察職員のサイバー空間の脅威への対処に関する能力の向上を図るための教養の実施
(2) サイバー事案の捜査及び対策に係る必要な知識及び技術に関する助言
(3) 県民、民間企業、団体等への広報啓発活動に関する助言及び協力

4 任期

アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 解嘱

- (1) 警察本部長は、アドバイザーが次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

ア 死亡、心身の故障その他長期の療養を要する疾病にかかったとき。

イ 法令に触れる行為その他アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

ウ 本人から解嘱の申出があったとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、警察本部長が必要と認めたとき。

- (2) 警察本部長は、(1)の規定による解嘱に当たっては、解嘱通知書（様式第2号）を交付するものとする。

6 留意事項

生活安全部サイバー犯罪対策課長は、アドバイザーに対して、3に規定する任務を通じて知り得た秘密を漏らすことがないように要請するものとする。

7 謝金及び費用弁償

- (1) アドバイザーに対する謝金は、3に規定する任務の遂行に要した時間に応じて支給する。
- (2) 3に規定する任務の遂行に要した旅費については、福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の定めるところにより支給する。